

「アダプト・ア・ロード事業」のご案内 ～協働による、よい良い道路環境を目指して～

アダプト(ADOPT)とは、英語で「～を養子にする」という意味があります。1985年に米国テキサス州で始まった事業です。一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民や事業者がわが子のように愛情をもって面倒をみ、行政が活動を支援するものです。
※面倒とは、清掃等の美化活動のことです。



◎町田市の実業の目的

町田市が管理する道路(道路に付属する施設や予定地などを含む)を、市と管理協定を結んだ地域団体(事業者又は市民の組織する団体)が活動を通して、道路の良好な環境を目指す制度です。2025年4月現在、64の地域団体が市と協定を締結し、道路の清掃や花壇・植栽ますでの園芸活動をしていただいております。

☆地域団体のボランティア活動による効果は、以下のような効果が期待できます。

- ・ 地域団体の手により、地域に魅力ある空間の道路環境を作りだせます。
- ・ 道路通行者が活動の様子を見ることで、道路の利用マナーを見つめなおす機会になります。
- ・ 道路環境が良好な状態を保つことで、不法投棄・落書きの問題が減少します。



◎活動までの流れ

活動希望の相談 (次ページの連絡先にご相談ください) → **活動申出書の提出** → **町田市の審査** → **管理協定の締結** → **管理活動開始**

- ・ 管理協定は地域団体と町田市の間で締結いたします。
- ・ 管理協定の期間はその年度末の3月31日ですが、双方から管理協定の廃止を申しない限り、1年間ごとに自動更新となります。

アダプト・ア・ロード
の詳細はこちらから



◎実際の活動にあたって

【地域団体の役割】

- ・ 市と管理協定を結んで、自分たちのできる範囲で道路の美化・清掃等の管理活動をお願いします。
- ・ 地域団体の活動は、地域団体会員の自発的な活動に支えられております。
- ・ 1年間の活動報告書を、翌年の4月1日～4月15日の間までに、ご提出いただきます。

【市の役割】

- ・ 地域団体には、**初回のみ**簡易用具の支給や貸与、団体名や活動内容を入れた看板の掲示等の支援をいたします。（地域団体の自発性や自立性を尊重して、支援の範囲を決めております。）
- ・ 活動中の事故は、市が加入する「ボランティア活動災害補償制度」の対象となります。

◎管理活動にあたってのお願いと注意点

管理活動は、道路機能を優先したうえで、地域団体に道路環境の美化活動を行っていただきます。そのため、道路機能を損失しないよう7点のお願いがあります。

- ① アダプト・ア・ロード事業の活動人数は2名以上から活用できます。
- ② 活動で出たごみは、家庭ごみの分け方、出し方のルールに従ってお出してください。
ボランティア袋を使用していただくこともできますが、ご利用の方は、事前に登録が必要です。
 - ・ ボランティア袋についての連絡先：環境資源部ごみ収集課（電話：042－797－7111）なお、活動場所が自宅から遠く離れている等の理由で家庭ごみと同様の出し方ができない場合は、道路管理課までご相談ください。
- ③ 物（ベンチ等）を置くことはできません。道路用地での活動となりますので、ご理解をお願いいたします。
- ④ 樹木の根の切断・損傷を防ぐため、樹木近くの掘り返しは、10cm程度としてください。
- ⑤ 樹木が苗木の場合は、苗木を中心として、直径30cmは掘り返さないようお願いいたします。
- ⑥ 以下の植物を植えることはお断りさせていただきます。
 - ・ 野菜・果物などの収穫可能な作物
 - ・ 原状復旧が困難な植物
 - ・ 木（根がはって原状復帰が難しい他、縦や横に大きく広がるため、視界が悪くなります。）
 - ・ 棘があるなど、危険な植物
 - ・ 植栽の高さが40cmを超える植物
- ⑦ 管理活動終了により、管理活動が終了となる場合は、地域団体により原状復帰をお願いいたします。（原状復帰＝園芸活動等をする前の状態）

町田市 道路部 道路管理課 適正利用推進係
〒194－8520 東京都町田市森野2－2－22
窓口：903（9階） 電話：042－724－3257



道路をより良くする運動 「みちピカ町田」
「誰もが安心して快適に道路を利用できること」を
目指しています。

道路を大切にしてくださっている方に、みちピカ町田のステッカーをお配りしています。お気軽にご連絡ください。



「みちピカ町田」については、
ここから確認